

特別会計改革について

平成25年2月27日

特別会計改革の経緯について

●行革推進法（18年6月施行）

- ・ 22年度までの間を目途に、特別会計の廃止・統合、一般会計と異なる取扱いの整理、企業会計の慣行を参考とした財務情報の開示、事務事業の合理化・効率化等の改革を推進
- ・ 特別会計の廃止・統合等のため1年以内に法制上の措置（会計ごとの改革の方向性についても規定）

●特別会計法（19年4月施行）

行革推進法に沿って、特別会計の廃止・統合等を具体化（18年度の31特会から、23年度には17特会に減少）

- － 道路整備・治水・港湾整備・空港整備・都市開発資金融通の5会計の統合（社会資本整備事業特別会計）
- － 厚生保険・国民年金特別会計の統合（年金特別会計） 等

●民主党政権時代の経緯

- ・ 24年1月24日「特別会計改革の基本方針」閣議決定
 - － 24年度の17会計から11会計に減少し、勘定も半減（51→26）（復興特会など経過的な会計（勘定）を除く）
 - － 貿易再保険特別会計・自動車安全特別会計（自動車検査登録勘定）などは、独立行政法人改革の結果等を踏まえて法人化
 - ・ 24年通常国会に、特別会計法一部改正法案を提出
 - － 社会資本整備事業特別会計の廃止
 - － 食に関する3会計の統合・再編 等
- ⇒ 衆議院解散に伴い廃案

●「平成25年度予算編成の基本方針」（25年1月24日閣議決定）

- ・ 『特別会計改革の基本方針』等は当面凍結し、平成25年度予算は、現行の制度等を前提に編成
- ・ 特別会計及び独立行政法人の見直しについては、引き続き検討し、改革に取り組む

行革推進法(平成18年)を踏まえた特別会計の統廃合

平成19年3月に成立した特別会計に関する法律(特会法)に基づき、5年間をかけて特別会計の統廃合を進め、平成18年度の31会計から、平成23年度までに17会計とした。

特別会計 (18年度)	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	特別会計 (18年度)	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
道路整備	→	社会資本 整備事業				食糧管理	食料 安定供給				
治水	→					農業経営基盤強化措置					
港湾整備	→					自動車損害賠償保障事業	自動車 安全				
空港整備	→					自動車検査登録					
都市開発資金融通	→					特許					
厚生保険	年金					国立高度専門医療センター				独法化	
国民年金						登記					一般会計化
船員保険	→					特定国有財産整備				一般会計化	
労働保険	→			労働保険	→	電源開発促進対策	エネルギー 対策				
農業共済再保険	→					石油及びエネルギー需給 構造高度化対策					
漁船再保険及び漁業共 済保険	→					産業投資	財政 投融资				
地震再保険	→					財政融資資金					
森林保険	→					国債整理基金					
貿易再保険	→					外国為替資金					
国有林野事業	→					交付税及び譲与税配付金					
国営土地改良事業	→	一般会計化									
						31	28	21	21	18	17

「特別会計改革の基本方針」に基づく特別会計(勘定)の統廃合等

(東日本大震災復興特別会計を除く)

<p>① 交付税及び譲与税配付金特別会計</p> <p>交付税及び譲与税配付金勘定</p> <p>交通安全対策特別交付金勘定 → 一般会計化</p>	<p>⑧ 年金特別会計</p> <p>基礎年金勘定</p> <p>国民年金勘定</p> <p>厚生年金勘定</p> <p>福祉年金勘定 → 国民年金勘定に統合</p> <p>健康勘定</p> <p>子どものための金銭の給付勘定</p> <p>業務勘定</p>	<p>⑪ 森林保険特別会計 → 民間の移管先検討</p>
<p>② 地震再保険特別会計</p>	<p>⑨ 食料安定供給特別会計 (⑩⑬と統合)</p> <p>農業経営基盤強化勘定 → 一般会計化</p> <p>農業経営安定勘定</p> <p>米管理勘定</p> <p>麦管理勘定</p> <p>調整勘定</p> <p>業務勘定 (⑩⑬の業務勘定と統合)</p> <p>国営土地改良事業勘定 [経過勘定]</p>	<p>⑫ 国有林野事業特別会計</p> <p>→ 国有林野事業債務管理特別会計[経過特会]</p>
<p>③ 国債整理基金特別会計</p>	<p>⑩ 農業共済再保険特別会計 → ⑨に統合</p> <p>再保険金支払基金勘定 → 廃止</p> <p>農業勘定</p> <p>家畜勘定</p> <p>果樹勘定</p> <p>園芸施設勘定</p> <p>業務勘定 → ⑨の業務勘定に統合</p>	<p>⑬ 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計</p> <p>→ ⑨に統合</p>
<p>④ 財政投融资特別会計</p> <p>財政融資資金勘定</p> <p>投資勘定</p> <p>特定国有財産整備勘定 [経過勘定]</p>	<p>⑪ 森林保険特別会計</p> <p>漁船普通保険勘定 統合</p> <p>漁船特殊保険勘定 (漁業再保険勘定)</p> <p>漁船乗組員給与保険勘定</p> <p>漁業共済保険勘定</p> <p>業務勘定 → ⑨の業務勘定に統合</p>	<p>⑭ 貿易再保険特別会計 → 新法人へ移管</p>
<p>⑤ 外国為替資金特別会計</p>	<p>⑫ 国有林野事業特別会計</p> <p>治水勘定</p> <p>道路整備勘定 一般会計化</p> <p>港湾勘定</p> <p>空港整備勘定 → ⑰へ[経過勘定]</p> <p>業務勘定</p>	<p>⑮ 特許特別会計</p>
<p>⑥ エネルギー対策特別会計</p> <p>エネルギー需給勘定</p> <p>電源開発促進勘定</p> <p>原子力損害賠償支援勘定</p>	<p>⑯ 自動車安全特別会計</p> <p>保障勘定</p> <p>自動車事故対策勘定 [経過勘定]</p> <p>自動車検査登録勘定 → 独法に移管</p>	<p>⑰ 社会資本整備事業特別会計 → 廃止</p>
<p>⑦ 労働保険特別会計</p> <p>労災勘定</p> <p>雇用勘定</p> <p>徴収勘定</p>	<p>特別会計数 17 → 11 (※経過的な会計を含むと12) 勘定数 51 → 26 (※経過的な勘定を含むと31)</p>	

特別会計改革の検討の視点(案)

特別会計改革については、これまでも鋭意取り組んでおり、平成19年に成立した特別会計に関する法律により、特別会計数は31から17に大幅に減少している。(※東日本大震災復興特別会計を除く。)

また、特別会計の歳出についても、義務的な支出を除いた歳出純計額は、平成17年度の17.2兆円から平成25年度の8.2兆円に大幅に減少している。(※復興経費を除く。)

こうした状況を踏まえ、これまでの特別会計改革の内容を検証し、制度本来の趣旨に即し現下の経済社会情勢に対応した特別会計とするため、以下の3つの視点から改めて総括・点検し、真の改革に取り組む。

- 1 特別会計で行われる事務・事業について、引き続き国が実施するのではなく、民間や独立行政法人が実施した方が良いものがあるのではないか。
(検討にあたって、独立行政法人改革に関する議論を踏まえる必要。)
- 2 特別会計やその勘定は、できる限り一般会計化すべきか。それとも、受益と負担の関係の明確化の観点から、特別会計・勘定を存置して区分経理すべきか。
(検討にあたって、国民から見て透明性やわかりやすさが確保されているかの視点が必要。)
- 3 特別会計における剰余金について、一般会計への活用が適切に行われているか。また、積立金等について、その規模・水準が適正であるか。
(検討にあたって、各特別会計の負債規模等も踏まえて、各特別会計の財務の健全性が確保されているかの視点が必要。)